

ヒューマンサービス学会 総務委員会に関する規程

本規程はヒューマンサービス学会（以下、「本会」という）会則第10条に基づき、事務局の所掌を遂行する総務委員会の設置ならびに運営などに関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 総務委員会（以下、「本委員会」という）は、会則第3条目的、および第4条事業についての総務に係わる事項について企画・立案・実行し、本会の円滑な事務局運営に寄与することを目的とする。

（所掌事項）

第2条 本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。

- （1） 会員の入退会に関する事項
- （2） 総会、理事会等に関する事項（役員の選挙等を含む）
- （3） 規程の制定および改廃の起案に関する事項
- （4） 事務局の管理運営に関する事項
- （5） その他総務に関する事項（日本学術会議協力学術研究団体への登録に向けた準備等を含む）

（組織）

第3条 総務委員（以下、「委員」という）は、理事2名を含む正会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 本委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の中から互選する者をもって充てる。委員は、委員長、副委員長以外に3名程度の構成とする。

（任期）

第4条 任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（本規程の改正）

第5条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、2024年5月7日から施行する。